

圧延鋼材の寸法許容差及びグラインダ補修後の厚さに関する事項

改正規則等

鋼船規則 K 編

鋼船規則検査要領 K 編

改正事項

圧延鋼材の寸法許容差及びグラインダ補修後の厚さに関する事項

改正理由

- (1) IACS は、船体用圧延鋼材及び構造用調質高張力圧延鋼材の厚さに対する負の許容差を規定する統一規則 W13 の改正を 2009 年 10 月に行い、2011 年 1 月 1 日より施行することとした。同改正では、鋼板が製造される際に、鋼板の平均厚さが呼び厚さを下回らない旨を規定すると共に、平均厚さの計測法の詳細についても明記している。今般、IACS 統一規則 W13 の改正に基づき関連規定を改めた。
- (2) 現行の鋼船規則 K 編 3.1.9 において、船体用圧延鋼材に対するグラインダによる補修後の厚さの要件が規定されているが、構造用調質高張力圧延鋼材については明記されていないため、船体用圧延鋼材の規定に基づき関連規定を改めた。さらに、ボイラ用圧延鋼板、圧力容器用圧延鋼板、低温用圧延鋼材及びステンレス圧延鋼材については、グラインダ補修後の厚さを規定する JIS G3193 に基づき関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 船体用圧延鋼材及び構造用調質高張力圧延鋼材に対する平均厚さの要件を加えると共に平均厚さの計測法についての詳細を規定した。
- (2) ボイラ用圧延鋼板、圧力容器用圧延鋼板、低温用圧延鋼材、ステンレス圧延鋼材及び構造用調質高張力圧延鋼材に対するグラインダ補修後の厚さに関する要件を規定した。